2020年3月8日首相令(9日首相令を踏まえた概要)

第1条

ロンバルディア州, モデナ県, パルマ県, ピアチェンツァ県, レッジョ・エミリア県, リミニ県, ペーザロ=ウルビーノ県, アレッサンドリア県, アスティ県, ノヴァラ県, ヴェルバノ・クシオ・オッソラ県, ヴェルチェッリ県, パドヴァ県, トレヴィーゾ県, ベネチア県における新型コロナウイルス拡散への対抗・抑止のため, 以下の対策を講ずる。

- a) 本条に示す地域への出入及び当該地域内での個人のあらゆる移動を避ける。ただし、業務 上の必要性、必要がある状況、健康上の理由に裏付けされる動機がある移動を除く。自身 の住所、住居、居住地への帰還は認められる。
- b) 呼吸器系の感染症状及び37.5度以上の熱がある場合は、自身の住居に留まり、社会的接触を最大限制限し、自身のホームドクターへ連絡することを強く推奨する。
- c) 隔離措置下にある者またはウイルス陽性者は, 自身の住居から移動することを全面的に禁止する。
- d) (略)
- e) 官民問わず雇用者は、本政令の有効期間中、被雇用者の休暇取得を促進する。
- f) (略)
- g) 場所の公私を問わずあらゆるイベントの中止。これらには、文化・娯楽・スポーツイベント、宗教イベント、見本市、また一般に公開された閉鎖空間で行われるもの、例えば、大規模イベント、映画館、劇場、パブ、ダンススクール、ゲームセンター、ギャンブルの場、クラブ、その他類似の場所を含む。右施設においてはあらゆる活動を中止する。
- h) 保育園・幼稚園及びあらゆるレベル・種類の学校教育サービスの中止,大学及び音楽・舞踊高等教育機関,専門教育コース,マスター,保健衛生専門家養成コース,高齢者のための大学,その他地方公共団体や民間団体が運営する専門家養成コースや研修活動等の高等教育及び学校活動への参加の一時中止。
- i) (略)
- 1) 博物館,文化開館・施設の閉鎖。
- m) (略)
- n) レストラン及び喫茶店は 6 時から 18 時までの営業を認めるが,経営者は 1 メートルの対 人距離の確保を保障する義務を負う。違反の場合には営業中止の罰則が適用される。
- o) 前項で規定された活動とは異なる商業活動については、経営者が入場数の規制又は人々の 密集を回避するために適切な方式によるアクセスを保障するという条件のもと、営業を認 める。公衆に開放された場所の規模及び特徴を踏まえた上で、入場者間に1メートルの対 人距離を保つことを保障しなければならない。違反の場合には営業中止の罰則が適用され る。1メートルの対人距離を守ることができない構造上及び組織上の制約がある場合には、 前述の施設は閉店されなければならない。
- p) (略)

- q) (略)
- r) 休日及びその前日は中規模及び大規模の販売施設,ショッピングセンター及び市場内に所在する商店は閉店する。平日は、これらの商店の経営者は少なくとも1メートルの対人距離を保てる措置を講じなければならない。違反の場合には営業中止の罰則が適用される。1メートルの対人距離を保つことができない施設は閉店とする。薬局、ドラッグストア、食料販売店は閉店の対象ではないが、経営者は1メートルの対人距離が保たれることを保障しなければならず、違反の場合には営業中止の罰則が適用される。
- s) ジム,スポーツセンター,プール,水泳教室,スパ,温泉施設,文化センター,社会センター,レクリエーションセンターの活動は中止される。
- t) (略)

第2条 伊全土における新型コロナウイルス阻止及び抑制のための対策(略)

第3条 全国における情報周知及び予防に関する対策(略)

第4条 対策のモニタリング(略)

第5条 最終規定(略)

2020年3月8日 ローマ

コンテ首相 (署名)

スペランツァ保健相 (署名)

別添1 保健衛生対策

- a) 手洗いを頻繁に行う。あらゆる公共施設,運動施設,スーパー,薬局,人の集まる場所ではアルコール消毒剤を置くことが推奨される。
- b) 呼吸器症状を呈している人と接近するのを控える。
- c) 抱擁や握手を控える。
- d) 人と会う際には少なくとも1メートルの対人距離を取る。
- e) 飛沫対策 (咳やくしゃみはティッシュ等で覆い, 手に飛沫が付くのを避ける)
- f) 瓶やコップの使用は一人一人別のものにする。特にスポーツの場面。
- g)手で目・鼻・口に触れない。
- h) くしゃみや咳をする際には口や鼻を覆う。
- i) 医師の処方がない限り抗ウイルス剤や抗生物質を服用しない。
- 1) 塩素あるいはアルコール性の消毒剤で物の表面を拭く。
- m) マスクは病気の疑いがある時や病人の介助をする際にのみ使用する。